

厚生労働省和歌山労働局発表  
令和5年1月31日



担 当	厚生労働省和歌山労働局 労働基準部監督課
	監督課長 渡邊 和美
	主任監察監督官 中前 英人
	電 話 073 (488) 1150 F A X 073 (475) 0113

## 建設工事現場に対して一斉監督を実施しました ～12月に集中的に実施～

厚生労働省和歌山労働局（局長 小島 敬二）では、建設業における労働災害防止を図るため、管内5か所の労働基準監督署において、労働災害の多発が懸念される12月に県下一斉に監督指導を実施し、以下のとおり、結果を取りまとめました。

### 一斉監督による監督指導実施結果の概要

- 1 対 象 和歌山県内の建設工事現場 80 現場
- 2 期 間 令和4年12月
- 3 実施結果 ※詳細は別紙1参照
  - (1) 監督指導を実施した80現場のうち40現場（50.0%）において労働安全衛生法違反が認められ是正勧告等を行った。（別紙1（表1-1）参照）
  - (2) 主な法違反については、
    - ア 足場や作業床から墜落・転落を防止するための手すり等の未設置や不十分であったものが40事業場
    - イ 安全衛生管理体制に問題があったものが25事業場であった。（別紙1（表1-2）参照）
  - (3) 違反が認められた40現場のうち、墜落等の労働災害の急迫した危険が認められた6現場に対しては、作業停止等を命令する行政処分を行った。（別紙1（表1-1）参照）
  - (4) 監督実施80現場のうち4現場（5.0%）において「工期にゆとりがない」との回答があった。（別紙1（表1-3）参照）

また、和歌山労働局では、年末年始無災害運動期間を迎えるに当たり、令和4年12月に和歌山県内の労働基準監督署と合同で建設工事現場の安全パトロールを実施しました。（参考資料1）

## 【今後の方針】

和歌山県内における令和4年の休業4日以上労働災害のうち11.2%は建設業で発生しており、死亡災害についても3件(37.5%)が建設業において発生している状況にあります(別紙2(表2-1、表2-2)参照)。今回の一斉監督では、半数の現場において労働災害防止対策が徹底されていない状況であったことから、和歌山労働局では、今後も建設工事現場に対する監督指導を重点的に実施するとともに、法違反を繰り返す事業者や法違反を原因として労働災害を発生させた事業者等に対しては、司法処分を行うなど厳正に対処します。

また、これまで、和歌山労働局では建設業の働き方改革の促進のため、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」(別紙3)により、発注者等に適正な工期での請負契約の締結等の働きかけを行ってきたところですが、今回の一斉監督では、対象建設工事現場のうち、「工期にゆとりがない」と回答した現場が5%と昨年より減少していることなどから一定の理解が進んでいる状況にあるものの、今後も同ガイドラインに沿った取組がなされるよう引き続き普及を図ってまいります。

表1-1 監督実施状況

工事別	監督実施 現場数 (A)	法令違反 現場数 (B)	違反率 [B/A]	うち作業停止 等命令現場数 (C)	作業停止等 命令率 [C/B]
建築	39	22	56.4%	6	27.3%
(前年度)	(32)	(19)	(59.4%)	(6)	(31.6%)
土木	26	9	34.6%	0	0.0%
(前年度)	(46)	(15)	(32.6%)	(0)	(0.0%)
解体	2	2	100.0%	0	0.0%
(前年度)	(9)	(0)	(0.0%)	(0)	(0.0%)
その他	13	7	53.8%	0	0.0%
(前年度)	(2)	(0)	(0.0%)	(0)	(0.0%)
計	80	40	50.0%	6	15.0%
(前年度)	(89)	(34)	(38.2%)	(6)	(17.6%)

※ ( )カッコ内は前年度

表1-2 主な違反事項

違反事項類別	違反事業場数		
	令和4年度	令和3年度	前年度比
【墜落・転落防止】 足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止関係	40	42	-2
【安全衛生管理面】 元請事業者における各種管理者等の選任、管理事項関係	25	23	2
【建設機械】 建設機械を用いた作業における危険の防止関係	8	6	+3
【型枠支保工】 型枠支保工の倒壊防止等関係	0	0	0
【労働衛生関連】 ・ アーク溶接作業等粉じんばく露防止関係 ・ 酸欠作業 ・ 有機溶剤作業	1	3	-2
【クレーン等】 クレーン作業における危険の防止関係	1	1	0
【木工機械】 木工機械を用いた作業における危険の防止関係	2	3	-1
【掘削等地山崩壊防止】 地山掘削等による崩壊等防止関係	0	1	-1
【その他】 上記に該当しない指導事項	19	22	-3

表1-3 工期の「ゆとり」

区分		現場数	比率	比率 (前年)
公共工事	監督実施現場数	49	—	—
	内ゆとりなし	1	2.0%	16.8%
民間	監督実施現場数	31	—	—
	内ゆとりなし	3	9.7%	7.1%
合計	監督実施現場数	80	—	—
	ゆとりなし計	4	5.0%	10.8%

表2-1 近畿2府4県の死亡労働災害発生状況

区分	近畿合計	府県					
		滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
建設業	2022年	1	4	12	7	0	3
	2021年	1	1	14	8	5	3
	増減率	0.0%	300.0%	-14.3%	-12.5%	-100.0%	0.0%
全産業	2022年	10	9	44	29	2	8
	2021年	7	15	55	37	8	8
	増減率	42.9%	-40.0%	-20.0%	-21.6%	-75.0%	0.0%

※ 令和4年12月末日現在の数値。

※ 赤字は前年同期より増加を示す。

表2-2 令和4年近畿ブロック労働災害発生状況 (速報)  
死亡災害発生状況 (速報)

業種	大阪			京都			兵庫			滋賀			奈良			和歌山			計		
	令和4年	前年同期	増減率	令和4年	前年同期	増減率	令和4年	前年同期	増減率	令和4年	前年同期	増減率	令和4年	前年同期	増減率	令和4年	前年同期	増減率	令和4年	前年同期	増減率
全産業	44	55	-20.0%	9	15	-40.0%	29	37	-21.6%	10	7	42.9%	2	8	-75.0%	8	8	100.0%	102	130	-21.5%
製造業	12	4	200.0%		2	-100.0%	9	8	12.5%	3	5	-40.0%	1			2	1	100.0%	27	20	35.0%
鉱業					1	-100.0%														1	-100.0%
建設業	12	14	-14.3%	4	1	300.0%	7	8	-12.5%	1	1			5	-100.0%	3	3	100.0%	27	32	-15.6%
交通運輸業	2	5	-60.0%				1	1											3	6	-50.0%
陸上貨物運送事業	5	11	-54.5%		1	-100.0%	1	5	-80.0%	2				3	-100.0%	1		9	20	-55.0%	
港湾荷役業																					
林業					1	-100.0%										1	2	-50.0%	1	3	-66.7%
商業	6	7	-14.3%	1	2	-50.0%	3	3	100.0%	2	1	100.0%							12	13	-7.7%
うち小売業	2	4	-50.0%	1	1		2	2											5	7	-28.6%
その他の事業	7	14	-50.0%	4	7	-42.9%	8	12	-33.3%	2			1			1	2	-50.0%	23	35	-34.3%
うち社会福祉施設		4	-100.0%				1	3	-66.7%										1		
うち飲食店																					

業種	大阪			京都			兵庫			滋賀			奈良			和歌山			計		
	令和4年	前年同期	増減率	令和4年	前年同期	増減率	令和4年	前年同期	増減率	令和4年	前年同期	増減率	令和4年	前年同期	増減率	令和4年	前年同期	増減率	令和4年	前年同期	増減率
全産業	19,278	10,197	89.1%	4,480	2,403	86.4%	9,950	5,301	87.7%	2,577	1,447	78.1%	2,394	1,479	61.9%	1,867	1,135	64.5%	40,546	21,962	84.6%
製造業	1,891	1,673	13.0%	405	403	0.5%	1,105	1,053	4.9%	379	447	-15.2%	311	336	-7.4%	285	260	9.6%	4,376	4,172	4.9%
鉱業		1	-100.0%	1	2	-50.0%	9	8	12.5%	1	1		2			3	2	50.0%	16	14	14.3%
建設業	694	717	-3.2%	241	240	0.4%	508	443	14.7%	157	154	1.9%	148	155	-4.5%	122	142	-14.1%	1,870	1,851	1.0%
交通運輸業	316	296	6.8%	113	73	54.8%	232	89	160.7%	13	16	-18.8%	24	13	84.6%	7	13	-46.2%	705	500	41.0%
陸上貨物運送事業	1,220	1,237	-1.4%	300	305	-1.6%	604	581	4.0%	126	139	-9.4%	139	126	10.3%	107	82	30.5%	2,496	2,470	1.1%
港湾荷役業	27	36	-25.0%				32	15	113.3%							2	1	100.0%	61	52	17.3%
林業	6	2	200.0%	19	16	18.8%	24	33	-27.3%	5	7	-28.6%	24	20	20.0%	33	37	-10.8%	111	115	-3.5%
商業	1,548	1,496	3.5%	380	336	13.1%	856	765	11.9%	175	167	4.8%	216	239	-9.6%	173	168	3.0%	3,348	3,171	5.6%
うち小売業	1,014	972	4.3%	283	255	11.0%	645	579	11.4%	119	127	-6.3%	180	180		128	115	11.3%	2,369	2,228	6.3%
上記以外の事業	13,576	4,739	186.5%	3,021	1,028	193.9%	6,580	2,314	184.4%	1,721	516	233.5%	1,530	590	159.3%	1,135	430	164.0%	27,563	9,617	186.6%
うち社会福祉施設	4,841	1,603	202.0%	1,164	319	264.9%	2,729	791	245.0%	692	118	486.4%	692	226	206.2%	516	156	230.8%	10,634	3,213	231.0%
うち飲食店	453	326	39.0%	115	86	33.7%	208	197	5.6%	58	46	26.1%	53	37	43.2%	36	27	33.3%	923	719	28.4%

注：陸上貨物運送事業は、道路貨物運送業と貨物取扱業の陸上貨物の和です。交通運輸業は、運輸業を除いたものです。



(平成30年7月2日 建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議 申合せ)

## 1. ガイドラインの趣旨等

- **働き方改革関連法による改正労働基準法 (H31.4.1施行)** に基づき、5年の猶予期間後、建設業に時間外労働の罰則付き上限規制が適用。
- 本ガイドラインは、猶予期間中においても、受注者・発注者が相互の理解と協力の下に取り組みむべき事項を、指針として策定したものの。

## ガイドラインの内容

### 2. 時間外労働の上限規制の適用に向けた基本的な考え方

#### (1) 請負契約の締結に係る基本原則

- 受発注者は、法令を遵守し、双方対等な立場で、請負契約を締結。

#### (2) 受注者の役割

- 受注者は、建設工事従事者の長時間労働を前提とした不当に短い工期とならないよう、適正な工期で請負契約を締結。

#### (3) 発注者の役割

- 発注者は、施工条件の明確化等を図り、適正な工期で請負契約を締結。

#### (4) 施工上のリスクに関する情報共有と役割分担の明確化

- 受発注者は、工事実施前に情報共有を図り、役割分担を明確化。

### 3. 時間外労働の上限規制の適用に向けた取組

#### (1) 適正な工期設定・施工時期の平準化

- 工期の設定に当たっては、下記の条件を適切に考慮。
  - ・ 建設工事従事者の休日 (週休2日等)
  - ・ 労務・資機材調達やBIM/CIM活用等の準備期間、現場の後片付け期間等
  - ・ 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数
- **業種に応じた民間工事の特性等を理解のうえ協議し、適正な工期を設定。**
- 週休2日等を考慮した工期を設定した場合、必要な**労務費**や**通仮設置**等を請負代金へ適切に反映。特に**公共工事は、週休2日工事の件数拡大。**

#### 4. その他 (今後の取組)

- 建設工事の発注の実態や長時間労働是正に向けた取組を踏まえ、本ガイドラインについてフォローアップを実施し、適宜、内容を改訂。

- 受注者は、違法な長時間労働に繋がる「工期のダブリング」を行わない。
- 予定工期内の完了が困難な場合は、受発注者協議の上、適切に工期を変更。**補助金工事では、迅速な交付決定と併せ、繰越制度等を適切に活用。**
- 発注見通しの公表等により、施工時期を平準化。

#### (2) 必要経費へのしわ寄せ防止の徹底

- 社会保険の法定福利費などの必要経費を、見積書や請負代金内訳書に明示。
- **公共工事設計労務単価の動きや生産性向上の努力等を勘案した適切な積算・見積りに基づき、適正な請負代金による請負契約を締結。**

#### (3) 生産性向上

- 受発注者の連携により、建設生産プロセス全体における生産性を向上。
  - ・ 3次元モデルにより設計情報等を蓄積・活用するBIM/CIMの積極活用
  - ・ プロジェクトの初期段階から受発注者間で設計・施工等の集中検討を行うフロントローディングの積極活用 等

#### (4) 下請契約における取組

- 下請契約においても、適正な工期および請負代金により契約を締結。
- 週休2日の確保に際して、日給制の技能労働者等の処遇水準に留意し、**労務費等の見直し効果が確実に行き渡るよう、適切な賃金水準を確保。**
- 一人親方についても、長時間労働の是正や週休2日の確保等を図る。

#### (5) 適正な工期設定等に向けた発注者支援の活用

- 工事の特性等を踏まえ、外部機関 (コンストラクション・マネジメント企業等) を活用。



厚生労働省和歌山労働局発表  
令和4年11月29日

【照会先】建設工事現場一斉監督について  
和歌山労働局労働基準部監督課  
監督課長 渡邊 和美  
監察監督官 中前 英人  
電話 073(488)1150

【照会先】安全衛生パトロールについて  
和歌山労働局労働基準部健康安全課  
健康安全課長 雑賀 秀元  
課長補佐 宮脇 秀人  
電話 073(488)1151

## 近畿2府4県の建設工事現場に対する一斉の監督指導と 和歌山労働局長による安全衛生パトロールを行います

- 和歌山労働局(局長 こじま けいじ 小島 敬二)では、重篤な労働災害が発生しやすい建設業を重点業種の一つとして労働災害防止対策を推進しています。
  - 和歌山県内の令和4年における建設業の労働災害の発生状況は、10月末時点で死傷者数(休業4日以上)が100人(新型コロナウイルス感染症を除く)と前年同期と比較して9人(6.8%)減少しているものの、死亡者数は3人と前年同期と同数となっています。
  - 今後、経済活動の本格的な再開にともない建設着工数の増加が見込まれ、また、例年年末から年始にかけて労働災害が多発している傾向にあり、労働災害の増加が懸念されるところです。
  - このような状況を踏まえ、例年重篤な労働災害が増加する年末(令和4年12月1日から28日)に近畿2府4県の全労働基準監督署が管内の工事現場に対して、災害が多発している足場からの墜落防止措置や建設機械との接触防止をはじめとする安全対策の実施状況等を確認するため、一斉に監督指導を行います。
- また、「年末年始無災害運動」期間中(12月1日～1月15日)である12月9日(金)に、和歌山労働局と和歌山労働基準監督署との合同で下記の建設工事現場の安全衛生パトロールを行います(詳細は別添1のとおり)。

### 記

- 日時 令和4年12月9日(金)10:00～12:00(予定)
- 場所 阪和自動車道(特定更新)松島高架橋他9橋橋梁更新工事現場  
(和歌山県和歌山市出島地内)

### 報道関係者の当日の取材をお願いします。

《取材に当たって留意いただきたい事項》(注)「取材申込書」、「現場案内図」は省略しています。

取材を希望される報道関係者は、別紙「取材申込書」で12月8日(木)12:00までに健康安全課宛てeメールで申込みをお願いします。期日までにお申込みいただいていない場合には、入場をお断りする場合があります。

申し込みいただいた報道関係者におかれましては、12月9日(金)9:50までに工事現場詰所前(別添「現場案内図」を参照)に直接お越しください。

新型コロナウイルス感染症の感染状況、気象状況、突発的な事情等により、パトロールを中止する場合には、12月9日(金)午前9時までに電話でご連絡します。

## 和歌山労働局長による安全衛生パトロール実施要領

日 時 令和4年12月9日(金) 10:00~12:00

実施者 和歌山労働局長 小島 敬二 同局労働基準部長 酒井 恵一  
同局健康安全課長 雑賀 秀元 和歌山労働基準監督署長 周防 哲嗣 他

### パトロール現場

施工者 株式会社 オリエンタル白石・IHIインフラ建設 特定建設工事共同企業体  
工事名 阪和自動車道(特定更新)松島高架橋他9橋 橋梁更新工事  
場 所 和歌山市出島地内 阪和自動車道 松島高架橋路下

集合場所 和歌山市松島 385-13 同工事現場事務所

### タイムスケジュール(予定)

10:00 局長挨拶、工事概要説明  
10:15 現場内全般をパトロール  
11:00 講評他

### 《注意事項及びお願い》

- ・工事現場へ入場の際は、**長袖、長ズボン**の着用をお願いします。  
ヘルメットをお持ちの方におかれましては、ご持参をお願いします。
- ・労働局職員、工事関係者の指示に従って、安全に行動してください。
- ・工事関係者からの許可のない場所には、近づかないようにしてください。
- ・工事関係者から許可のない場所は撮影を行わないようお願いします。

# 年末・年始無災害運動期間にかかる和歌山労働局長建設工事現場安全パトロール

(注) このフォトレポートは、安全パトロールを紹介するものであり、監督指導の状況を示すものではありません。

日時 令和4年12月9日(金)

事業場名 株式会社 オリエンタル白石・IHIインフラ建設 特定建設工事共同企業体  
阪和自動車道(特定更新)松島高架橋他9橋 橋梁更新工事

場所 和歌山市出島地内 阪和自動車道 松島高架橋





